

知的財産に関する国際的な税と マネジメント上の課題

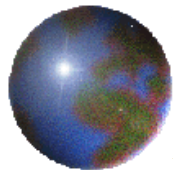
2015年度マネジメント第1委員会 第2小委員会

2016年7月19日 関東部会

2016年7月27日 関西部会

日本知的財産協会

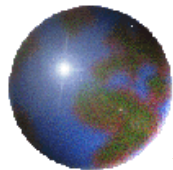
世界から期待され、世界をリードするJIPA



本日の内容

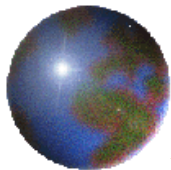
1. 検討テーマの背景
2. 課題認識
3. 報告内容
4. 委員会の活動経緯
5. パテントボックス税制の現状
6. パテントボックス税制の例（英国）
7. 英国制度利用のシミュレーション ～前提条件～
7. 英国制度利用のシミュレーション ～条件パート～
7. 英国制度利用のシミュレーション ～計算パート～
7. 英国制度利用のシミュレーション（まとめ）
8. パテントボックス利用時の留意点
9. マネジメント上の課題と取り組むべきこと
10. 国際的な動向





1. 検討テーマの背景

グローバル化の進展により、企業の管理部門、R&D部門、製造部門等の各種機能が各国に配置されることに伴い、各国から生み出された知的財産の管理も単に知財が生み出された国でのみの管理するのではなく、グローバルな視点で管理していくことが必要となりつつある。

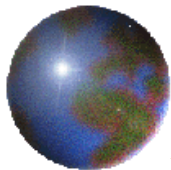


2. 課題認識

国を超えて知財管理を行うと、知的財産に関する国際的な税制の影響を受ける。

各国の税制は国ごとに異なるだけでなく、国家間での租税条約による個別的な取り決めもあり、単に企業の知財管理上の都合のみでは税制度上問題点が生じることもあり得る。

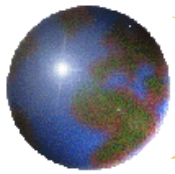
そのため知財に関係する国際的な税制度を理解し、これに対応していくことは知財マネジメント上の重要な課題と考える。



3. 報告内容

本小委員会では、知財に関する国際的な税制と動向の概要を調査するとともに、知財活用段階で適用される税制の一つであるパテントボックスに焦点を当て、英国制度について仮想的な企業をモデルとして利用のシミュレーションを行った。

上記の結果から得られた知的財産マネジメント上の課題と提言を報告する。



4. 委員会の活動経緯

2014年：知財に関する税の国際的な動向、**パテントボックス
制度自体の調査・検討**

⇒ 2015年7月東西部会で報告

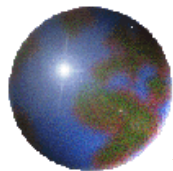
2015年：**パテントボックスを例に、国際税制に対応するための
知財マネジメント上の課題の検討**

- ・ PBOX税制を活用した場合のシミュレーション
- ・ OECD最終報告の分析
- ・ 法律事務所ヒアリング（PBOX利用時の留意点）

社内に必要な人材、
仕組み、体制の検討

本日

本日の内容の一部は知財管理誌4月号にも掲載されています。

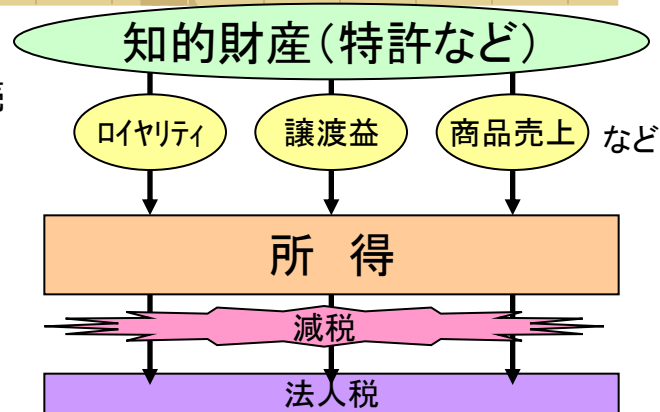


5. パテントボックスの現状

○パテントボックス(PB)税制とは？

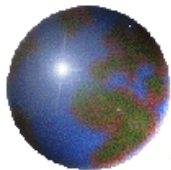
● 知的財産から得られる収益（ロイヤルティ、譲渡益、知財を利用した商品の売上げ等）に、低税率または課税所得の一部を控除する。

● 高付加価値産業を呼び込む／海外流出を防ぐことによる雇用創出、研究開発の成果物である知的財産の創出・活用を促すなどの効果を期待した、法人税減税制度といえる。



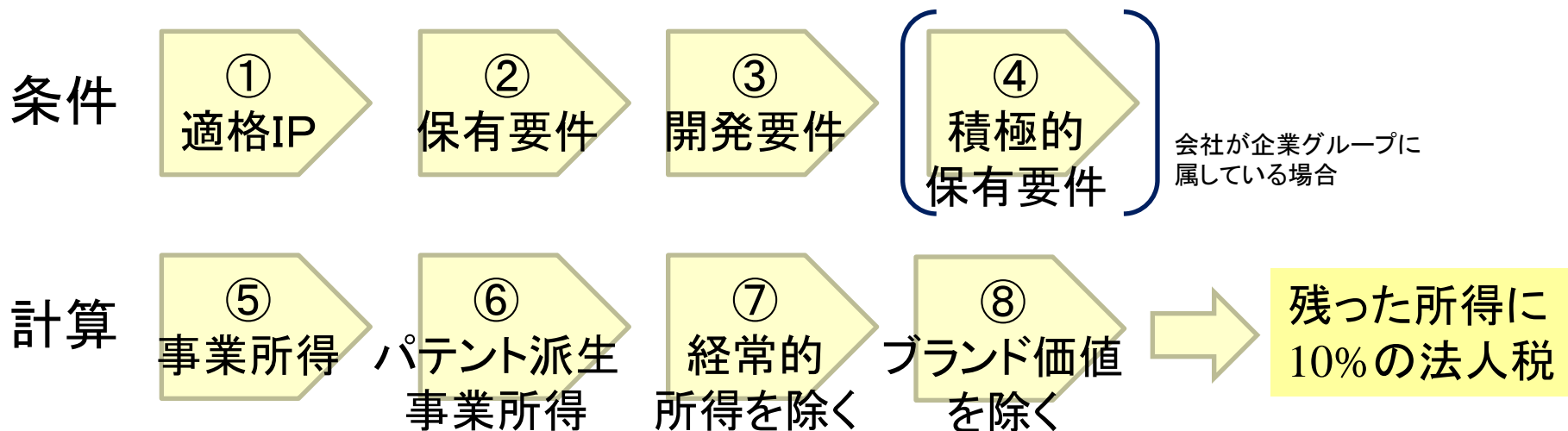
○導入している国の状況

	オランダ	ベルギー	ルクセンブルグ	ハンガリー	フランス	スペイン	英国	アイルランド	中国
導入年	2007	2007	2008	2003	2001	2008	2013	2009	2008
対象知財	特許等	特許等	特許、意匠、 模型、ソフトウェア、 商標等	特許、ノウハウ、 著作権、 商標権等	特許、発明、 製造工程等	特許、ノウハウ、 図面、 模型、意匠等	特許等	特許、ノウハウ、 ソフトウェア、 商標権等	特許、ソフトウェア等
対象知財所得	使用料 譲渡所得 製品販売・経費削減に起因する収益	使用料 製品販売、経費削減に起因する収益	使用料 譲渡所得	使用料 譲渡所得 (商標、商号、営業秘密を除く)	使用料 譲渡所得	使用料	使用料 譲渡所得 販売所得 自社使用による所得 侵害賠償金	利用所得 商品売上、役務所得のうちIP寄与の大きい部分	使用料（5年以上の場合） 譲渡所得
適用される税率(%)	5.0	6.8	5.76	9.5	15	15	10	2.5	15
通常の法人税率(%)	25	33.99	28.8	19	33.33	30	23	12.5	25



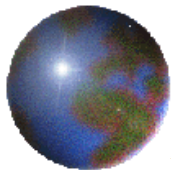
6. パテントボックス税制の例（英国）

パテントボックス税制の適用を受けることができるのは、下記の条件を満たした会社。
算出した適用対象所得の法人税率は10%となる。



- ① 英国・欧州特許庁等の登録特許。
(登録後、6年間遡及可)
- ② IPの法的所有者、専用実施権者、コストシェア(開発費負担)、IPによる受益者等
- ③ 適格IPの創出、IP利用製品の開発が当該会社あるいはグループ会社でされている。
- ④ 適格IPの開発/利用について意思決定等重要な管理業務の実施。

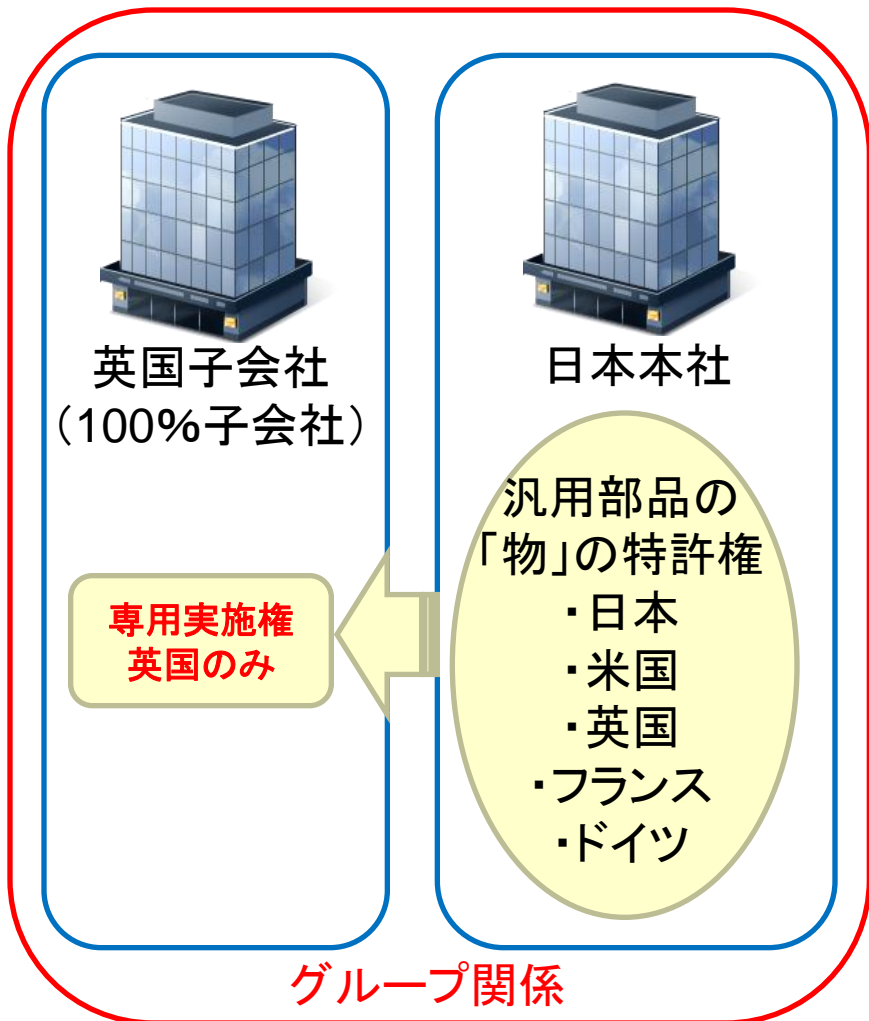
- ⑤ 製品売上、ライセンス料、IP譲渡収入、賠償金、みなし使用料(自家使用)等を含めた事業所得を計算
- ⑥ IP利用関連収入／総事業収入の比率を事業所得に乗じて計算
- ⑦ IPが無くても発生するであろう利益(人件費、広告費等の一定割合とみなす)の除外
- ⑧ ブランド力による利益の除外



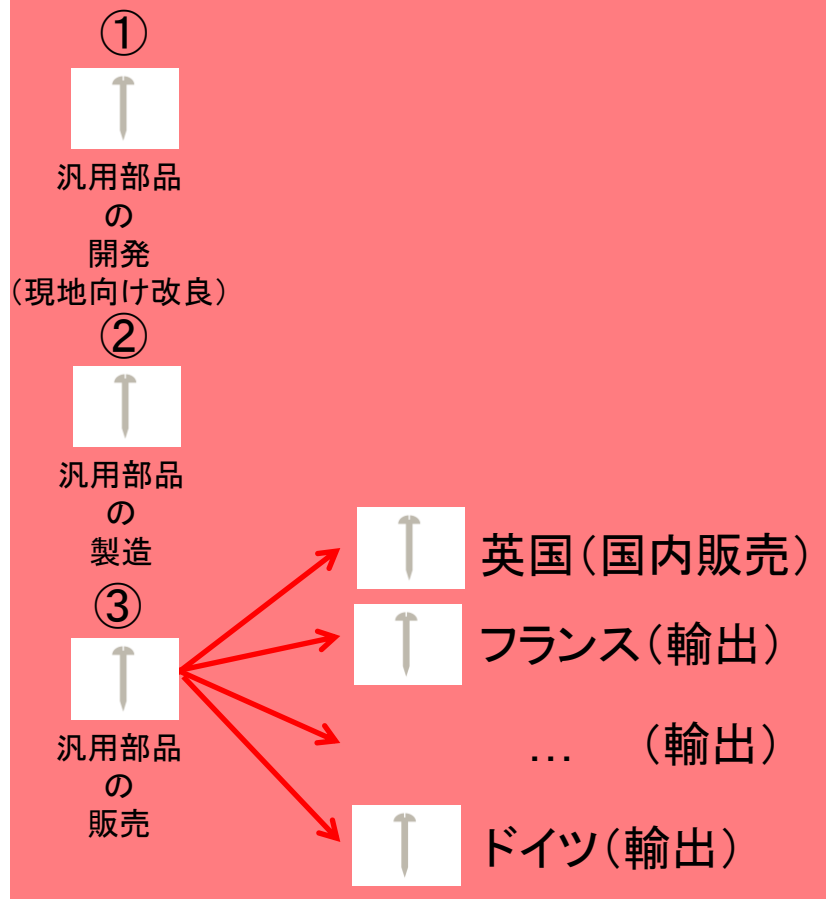
7. 英国制度利用のシミュレーション

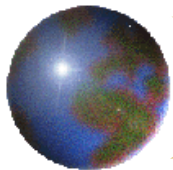
～前提条件～

パテントボックス利用時における知財部門に必要な機能、業務を分析するために、仮想ケースに基づき、利用シミュレーションを行う。



英国の企業の実施形態(①～③)





7. 英国制度利用のシミュレーション

～条件パート～

① 適格IP

①-1 適格IPの抽出

①-1-1 情報収集(知財部)

必要な情報: 対象国の登録特許リスト

情報保有者: 知財部

①-1-2 特許の抽出(知財部)

② 保有要件

②-1 専用実施権の確認

②-1-1 情報収集(知財部)

必要な情報: ライセンス契約書

契約書記載の許諾特許

情報保有者: ライセンス許諾部門

②-1-2 ライセンス済特許と登録特許の 突合(知財部)

→ 対象案件が特定できるように契約書を作成する必要あり

②-3 コストシェア契約の確認

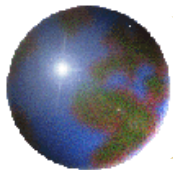
②-3-1 情報収集(知財部)

必要な情報: コストシェアを定めた契約書

情報保有者: 研究開発企画部門等

②-3-2 契約と登録特許の紐づけ

→ 出願時にどの契約に基づく出願かを識別し管理する仕組みが必要。



7. 英国制度利用のシミュレーション

～条件パート～

③

開発要件

③-1 特許利用製品開発の確認

③-1-1 情報収集(知財部)

必要な情報: 開発製品と製品中の特許一覧
情報保有者: 製品開発部門、知財部

③-1-2 製品中の特許から適用特許の抽出 (知財部)

→ 製品毎に実施特許が特定できるように
維持管理する必要あり

③-1-3 製品における適用特許の実施 確認(知財部)

④

積極的
保有要件

④-1 管理業務関与の証拠集め

③-1-1 情報収集(知財部)

必要な情報: ア) 製品開発における関与を
示す資料

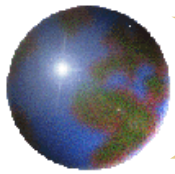
: イ) 特許の維持放棄判断への
関与を示す資料

情報保有者: ア) 製品企画部門、営業戦略
部門等

イ) 知財部(維持放棄判断の
問い合わせ資料など)

③-1-2 開発判断した製品を具体的に 特定(製品企画部門)

→ 開発判断と最終製品が具体的に結
びつくように維持管理する必要あり



7. 英国制度利用のシミュレーション

～計算パート～

⑤

事業所得

⑤-1 特許利用製品開発の確認

⑤-1-1 情報収集(知財部)

必要な情報: 開発製品と製品中の特許一覧
情報保有者: 製品開発部門、知財部

⑤-1-2 製品中の特許から適用特許の抽出(知財部)

→ **製品毎に実施特許が特定できるように維持管理**する必要あり

⑤-1-3 製品における適用特許の実施評価(知財部)

⑤-2 製品単位の売り上げ計算

⑤-2-1 情報収集(知財部)

必要な情報: 製品番号、単価、販売数
情報保有者: 販売部門

⑤-2-2 該当製品の売上集計(知財部)

⑥

パテント派生
事業所得

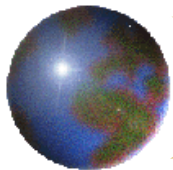
⑥-1 総事業収入

⑥-1-1 総事業収入を算出(財務部門)

必要な情報: 総収入額
情報保有者: 財務部門

⑥-2 割合計算(財務部門)

⑤で求めたIP利用関連収入を基に算出



7. 英国制度利用のシミュレーション

～計算パート～

⑦
経常的
所得を除く

⑦-1 計算

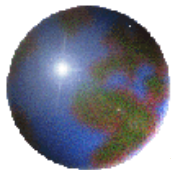
⑦-1-1 ⑥の計算結果から一定割合
を除外(財務部門)

⑧
ブランド価値
を除く

⑧-1 ブランド価値計算

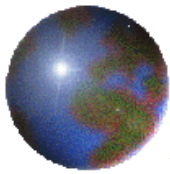
⑧-1-1 製品に関連する
ブランド確定(知財部門)
必要な情報: 製品関連登録商標
情報保有者: 知財部門、事業部門

⑧-2-1 計算(財務部門)
⑦の結果から⑥の
結果の3%を除外



7. 英国制度利用のシミュレーションまとめ

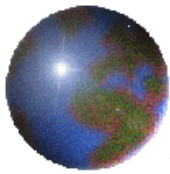
- 製品単位、部品単位で実施している特許を正確に把握し、維持管理していく仕組みが必要。
- 製品単位、部品単位の売上情報を正確に把握する仕組みが必要。
- 親会社がライセンスをしている特許の場合は、ライセンス契約と特許を正確に紐づけして管理する仕組みが必要。



8. パテントボックス利用時の留意点

～法律事務所との意見交換から～

- 研究開発の最初の段階から知財が現地子会社に帰属するような仕組みが必要。後から子会社に帰属を移転すると移転価格税制の問題が発生する。
- 最初から現地に知財が帰属するということは、現地が研究開発費を出すということ。
その際、日本で研究開発費が減ると研究開発税制の恩恵が減るデメリットもある。
- 現地子会社でも実業し意思決定をしている必要がある。
(特許管理のペーパーカンパニーでは日本本社と合わせての課税となる)。
現地では常に、実業収入 > 知財収入、になっている必要がある。
- 現地を含めて節税効果とそのための費用、失うメリットを総合判断する必要がある。
 - 現地で実業をするための投資、費用（現地での雇用を含む）のバランス。
 - 現地でのビジネスのし易さ（税を納めていることがビジネス上のステータスになる国もある）。

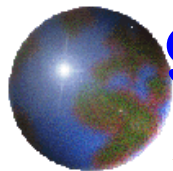


8. パテントボックス利用時の留意点

～法律事務所との意見交換から～

- 日本企業の場合、以下の点が利用判断上の難関。
 - 研究開発は成功するか失敗するかは分からない（開発成果が市場に出るか分からない）。
 - 市場に出ると節税効果が得られるが、出ないと利用コストばかりかかる。
損益分岐のシミュレーションができない。
 - 知財を現地帰属にすることの是非（日本本社の帰属からはずすのはとんでもない）。
 - 人事の問題（現地での意思決定のためには、幹部、研究開発要員が滞在する必要あり）。

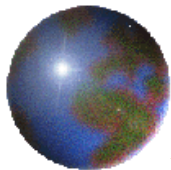
- 現地企業を買収して引き続き研究開発もする場合（あるいは、実業を含む現地体制がすでにできている場合）であれば、既存の知財があり、実業もしており、人の移動も無いか少なくて済むので、実現し易い。



9. マネジメント上の課題と取り組むべきこと

～知財マネジメントの観点から～

課題	概要	取り組むべきこと
利用可否判断の仕組み	パテントボックス税制利用の便益の検討	①パテントボックス 税制利用方針 の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果の計算方法の確立 ・管理費用の低減方法の確立 ・ビジネス上のメリット、デメリットの見極め ②利用 対象製品の選定判断 の仕組み
利用体制、社内的な仕組みの構築	社内体制と仕組み(親会社、現地共通)	①国際税制の 基礎知識を持った部員の育成 ②営業部門、製造部門などと知財部門との間で 製品単位(必要なら部品単位)での売上情報の共有 ③ 製品と特許の紐づけ の仕組み ④ 研究費と知的財産の紐づけ の仕組み
	親会社日本法人が実務を行う場合の体制	①親会社日本法人が行うリソースの確保 ②現地との 情報共有の仕組みの構築 ③ 現地法人に対する利益供与にならないように、業務受託契約などを締結
	英国課税対象法人で実務を行う場合の体制	①(知財部門が無い場合) 現地に知財要員を育成 あるいは、日本から派遣し、知財管理、体制の構築。 ② 現地との情報共有の仕組みの構築。



10. 国際的な動向 ～OECD/G20のBEPS議論～

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) 対応プロジェクト

納税回避目的での利益移転 (Profit Shifting)

税源侵食 (Base Erosion) の進行



国際的な課税規則の設定へ

OECD
G20

BEPS行動計画 (15項目) ⇒ 2015年まで

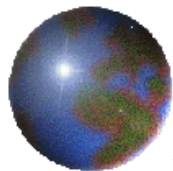
No.5 有害な税制慣行への対応

└ 第1次提言の発表(2014年9月)

└ 内容の一部修正の発表(2015年2月)

パテントボックス
税制が検討対象

2015年10月に最終レポート発表



10. 国際的な動向

～BEPS行動計画 No.5～

第1次提言 | 行動計画 No.5 「有害な税制慣行への対応」

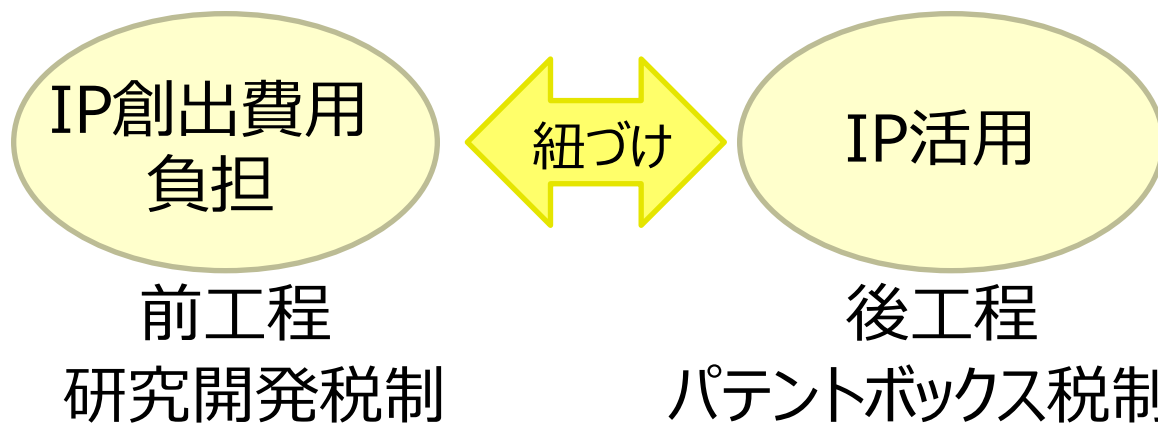
2014/9 公表

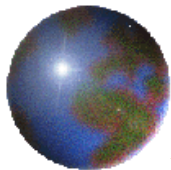
➡ パテントボックス税制の是非

- ✓ 実質的な活動をひきつけるなら有益
- ✓ 価値創出地⇒軽課税国への所得移転促進だけなら有益でない

➡ 実質的な活動の要件：ネクサス・アプローチ提案

2015/2 修正
公表



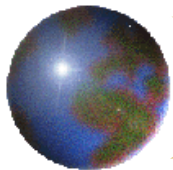


10. 国際的な動向

～OECD/G20 BEPS行動計画 No.5 最終報告～

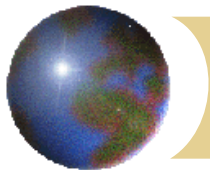
殆どのパテントボックス導入国においてネクサスアプローチに合致していないとの判断（2015年10月報告書で判定）。

⇒ 英国においては、2016年7月から見直し対応の予定。



10. 国際的な動向

先ごろ公開されたパナマ文書の影響により、各国は節税策の見直しの方向で合意しつつあります。
今後、各国の制度変更もあり得ます。



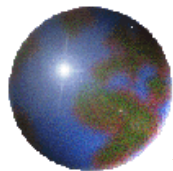
ご静聴ありがとうございました

この資料は、公開情報や各種講演等の内容をもとに本小委員会で作成したものです。

入手情報そのものの誤りや、内容の解釈、用語の使用形態、日本語訳、意味等に誤りがある可能性もあります。

シミュレーション等は、あくまで課題抽出を目的としており、正確なものではありません。国ごとに必要な業務が異なる場合もあります。

内容に関しては、改めてご自身で調査・確認し、何らかの行動をとられる場合は専門家にも相談の上、ご自身の責任で判断してください。



メンバー（2015年度）

小委員長

水戸 道晴 : 日本電信電話(株)

小委員長補佐

杉浦 久則 : パナソニック(株)

委員

伊賀 純子 : 富士フイルム(株)

大沢 明美 : 日本曹達(株)

岡本 貴洋 : サントリーホールディングス(株)

荻野 春奈 : 凸版印刷(株)

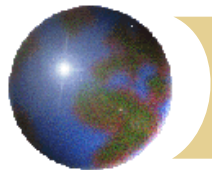
小島 誠 : 住友重機械工業（株）

佐々木 浩 : 住友理工(株)

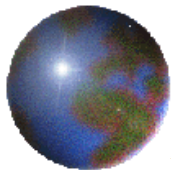
澤田 勝利 : コニカミノルタ(株)

長沢 豊 : (株)フジクラ

林 季穂 : 住友大阪セメント(株)

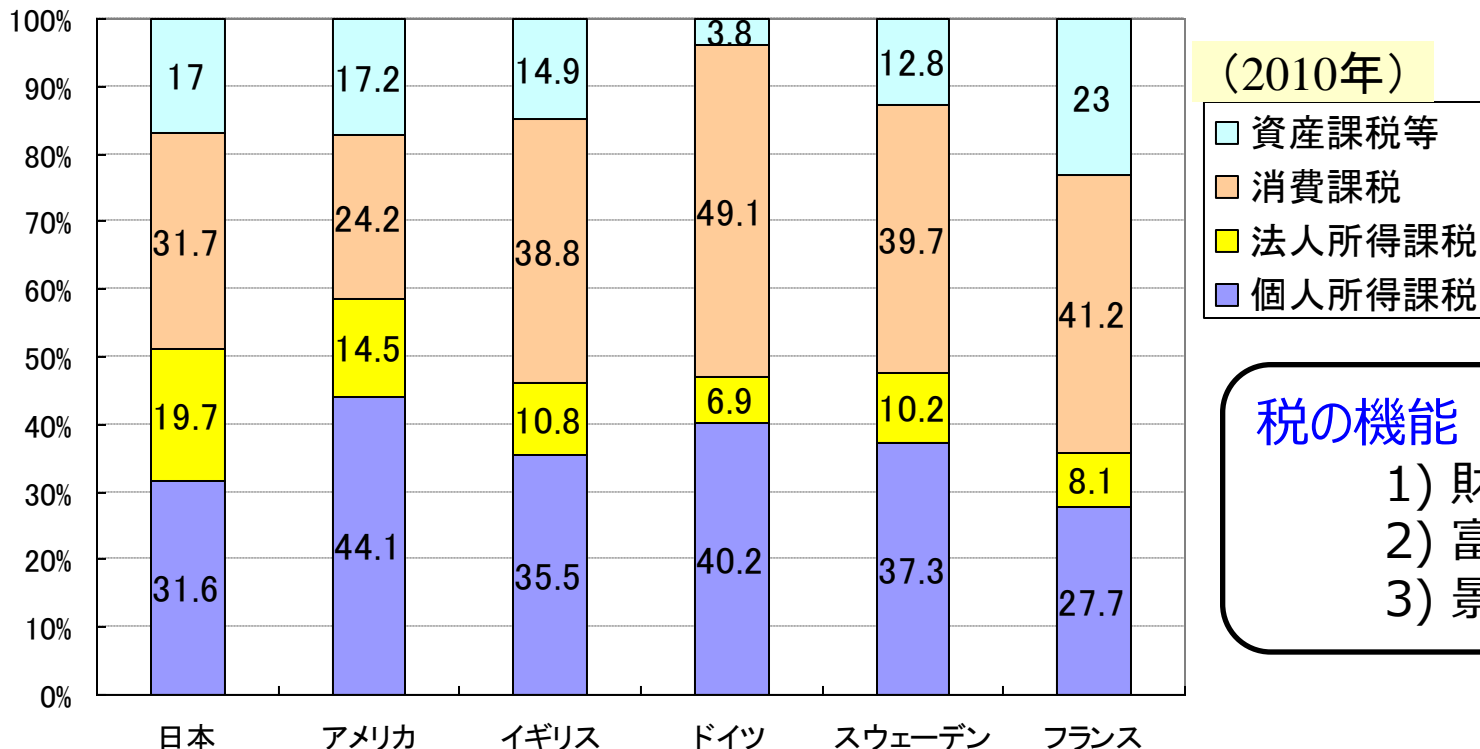


参考



税の基本（日本税制、特に企業の税制）

税とは、国家及び地方公共団体が、国民に各種の**公共サービス**を提供する資金を調達する目的で、**直接の反対給付なしに強制的**に私人の手から国家の手に移される富の呼称
(金子宏「租税法」)

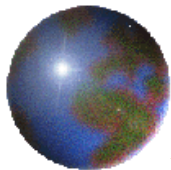


税の機能

- 1) 財源調達
- 2) 富の再分配
- 3) 景気安定化

最近の税制の方向性（先進国の一般的傾向）

- 1) 外国からの投資を促進するため**法人税率を引き下げ**
- 2) 社会保障給付財源を確保するため**消費税率を引き上げ**

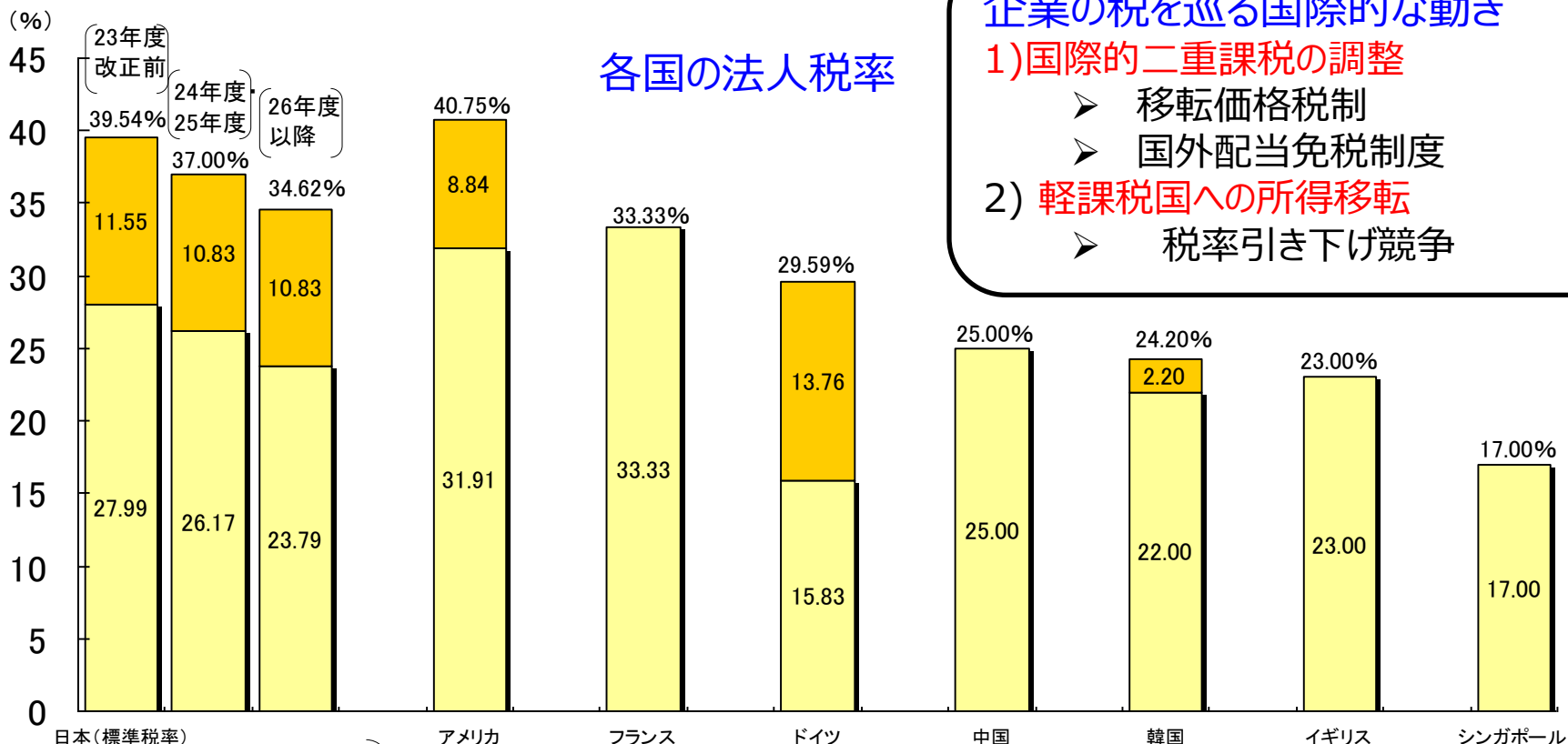


税の基本（日本税制、特に企業の税制）

法人税

課税標準：所得 = 益金 - 損金

一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算される収益と、債務が確定した費用をもとに、税法固有の調整をして算定。



企業の税を巡る国際的な動き

1) 国際的二重課税の調整

- 移転価格税制
- 国外配当免税制度

2) 軽課税国への所得移転

- 税率引き下げ競争

法人税率: 30.0% (~23年度)、25.5% (24年度~)
 復興特別法人税: 法人税額 × 10% (24・25年度)
 事業税率: 4.3% (26年10月前は2.6%)
 地方法人特別税: 事業税額 × 67.4% (26年10月前は148%)
 住民税: 法人税額 × 12.9% (26年10月前は17.3%)
 地方法人税: 法人税額 × 4.4% (26年10月以降)

(カリフォルニア州)
 連邦法人税率: 35%
 州法人税率: 8.84%

(法人税率: 33 1/3%)

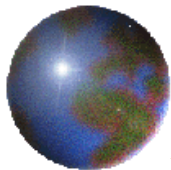
(全ドイツ平均)
 法人税率: 15%
 連帯付加税: 法人税額 × 5.5%
 営業税率: 13.76%

(法人税率: 25%)

(法人税率: 22%
 地方所得税率: 2.2%)

(法人税率: 23%) (法人税率: 17%)

□ 国税 □ 地方税

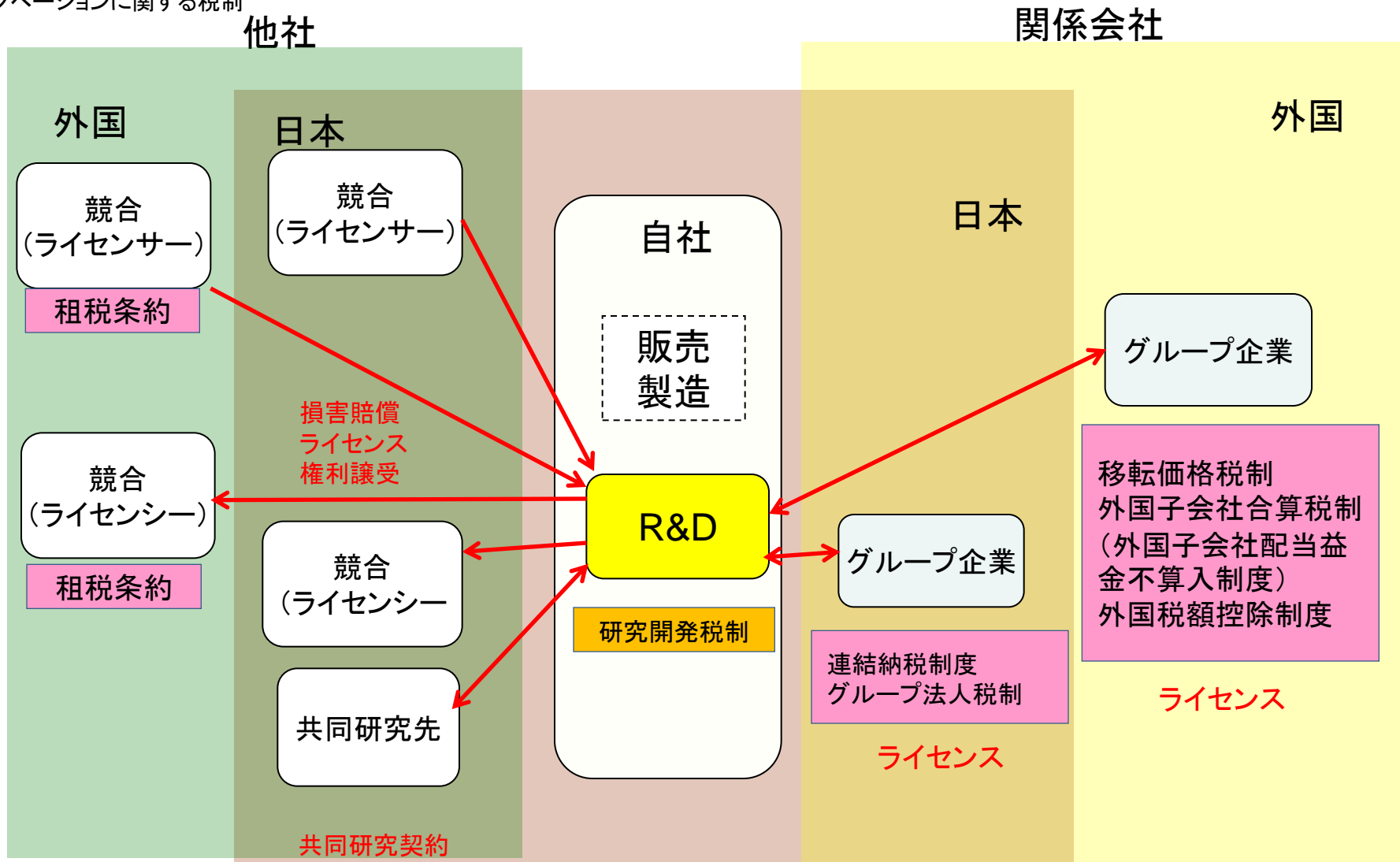


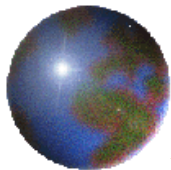
現状

(企業での知財創造・活用において関係する日本の税制)

税制
→ 知財

イノベーションに関する税制





研究開発税制

民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた日本の成長力・国際競争力を強化させることが目的。

試験研究費に控除割合を乗じて計算した金額を法人税額から控除できる制度。(A+B+(CまたはD)で最大40%の法人税額を控除)

A.【総額型】

試験研究費の総額 × 8～10%(中小企業等の場合は一律12%)を控除

25%

+B.【オープンイノベーション型】

特別試験研究費の総額 × 20または30%を控除

- ・大学あるいは特別試験研究機関との共同・委託研究 30%
- ・その他(企業間の共同・委託研究/中小企業からの知財権使用料) 20%

5%

+C.【増加型】

または

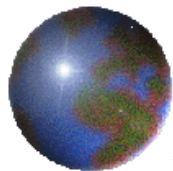
試験研究費の増加額 × 控除率(5～30%)

増加額: 過去3年間平均より増加した額
C・Dは平成28年度までの時限措置

D.【高水準型】

売上高の10%を超える
試験研究費 × 控除率

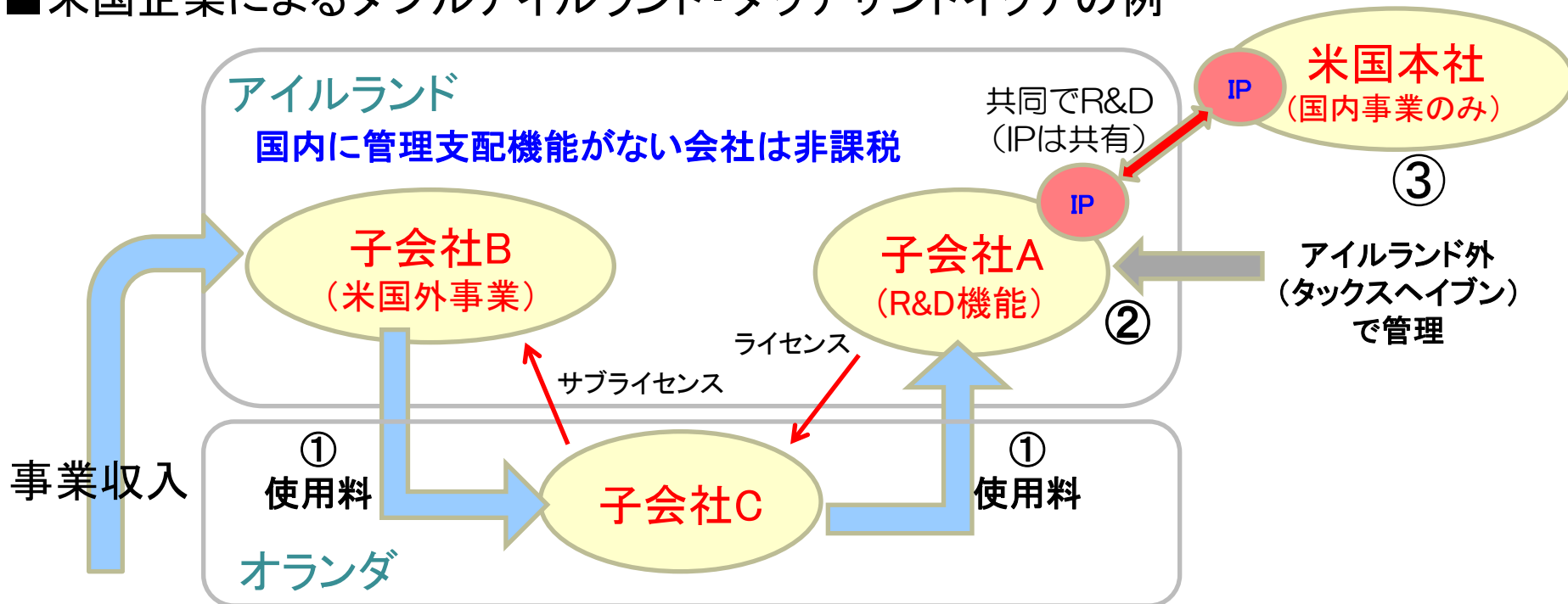
10%



知財を利用した節税の例

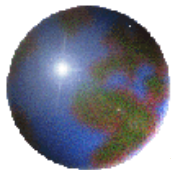
～（合法だが）問題とされている例～

■ 米国企業によるダブルアイルランド・ダッチサンドイッチの例



アイルランドに子会社A (R&D機能およびIPライセンス機能) と子会社B (米国外事業) を設立し、オランダにも子会社C (IPライセンス機能) を設立。子会社AからCを経由してBにライセンスする。

- ①アイルランドとオランダの取り決めで使用料は非課税。
- ②アイルランドでは、Aは非課税(アイルランド内に管理支配機能なし)。
- ③米国では、B→C→Aの流れを法人間でなく子会社A内の支店間のやり取りとなる制度を利用し、米国本社とA社との合算課税(タックスヘイブン対策)を避ける。



国際的な動向

～OECD/G20 BEPS行動計画 No.5 最終報告～

修正ネクサスアプローチに基づくパテントボックス税制の仕組み

$$\text{軽減税率対象収入} = \text{①適格収入} \times \frac{\text{③適格費用}}{\text{②全体費用}}$$

- ①適格収入：適格IPから稼得された収入
(例) ロイヤリティ、IP譲渡益、IP利用製品販売収入
- ②全体費用：適格IP開発に直接関連する費用
開発委託費・IP購入費も100%算入
- ③適格費用：適格IP開発に直接関連する費用
開発委託費・IP購入費は30%まで算入可能

収入・費用の追跡手法は継続検討の対象

適格納税者

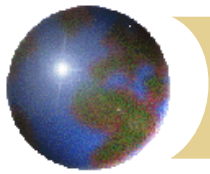
- ✓居住者企業
- ✓外国企業の国内PE
- ✓居住者企業の外国PE

適格IP

- ✓特許/特許同等IP
- ✗商標

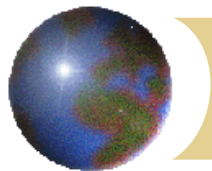
PE: Permanent Establishment
(恒久的施設)

殆どのパテントボックス導入国においてネクサスアプローチに合致していないとの判断 (2015年10月)。



関連文献

タイトル	著者、発効日等	URL
税制一般		
わが国の税制の概要	財務省	http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/index.htm
あるべき税制の構築に向けた基本方針	内閣府 税制調査会、平成14年6月	http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/140614a.html
抜本的な税制改革に向けた基本的考え方	内閣府 税制調査会、平成19年11月	http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/19top.html
TAXATION OF KNOWLEDGE-BASED CAPITAL IN A GLOBALISED ECONOMY	OECD、2013年2月	http://www.oecd.org/sti/ind/Background%20Notes%20-%20ALL%20web.pdf
グローバルな知財取引に伴う税務への対応	知財管理誌、2008年8月	
知財と税金の意外な関係 グローバルタックスマネジメントで企業競争力を高める	日経ビジネスONLINE、2013年6月12日	http://business.nikkeibp.co.jp/article/report/20130605/249182/?rt=nocnt
平成25年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「事業の中での知的財産権の貢献割合に関する調査研究報告書」	平成26年度2月 新日本有限責任監査法人	http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2013_08.pdf
EUにおける共通統合法人税課税ベース指令案の予備的考察	筑波ロー・ジャーナル11号、2012年	http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/pdf_kivou/tlj-11/tlj-11-aoyama.pdf
グローバルビジネスの展開と国際課税の課題	TKCタックスフォーラム2014、2014年6月20日	http://www.tkc.jp/tkcnf/news/docs/taxforum2014report_slc02.pdf
Graetz教授らによる技術革新と国際課税に関する論文を読む	租税研究、2013年4月	http://www.masui.j.u-tokyo.ac.jp/doc/Soken201304.pdf
TECHNOLOGICAL INNOVATION, INTERNATIONAL COMPETITION, AND THE CHALLENGES OF INTERNATIONAL INCOME TAXATION	Michael J. Graetz and Rachael Doud, COLUMBIA LAW REVIEW, Vol.113, 2012年10月	http://www.columbialawreview.org/wp-content/uploads/2013/03/Graetz-Doud.pdf
特定税制(移転価格税制、研究開発税制、その他)		
移転価格税制の執行における無形資産の取扱いについて	中島 美佐 公益財団法人 租税資料館、 租税資料館賞 21回入賞 H24年11月	http://www.sozeishiryokan.or.jp/award/021/015.html
研究開発税制	経産省	http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html
平成27年度研究開発税制改正について	経産省	http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html
研究開発税制の利用状況及び経済波及効果に関する調査	経産省委託 三菱UFJリサーチ&コンサルティング、H25年2月	http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003150.pdf
平成15年度税制改正における研究開発促進税制の抜本強化	経産省、H15年1月	http://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/tlo/zeisei.pdf
国際租税問題に関する調査(タックスヘイブン対策税制及び無形資産の取扱いについて)	経済産業省委託 PWC、2013年3月	http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003115.pdf
中国ハイテク企業認定管理弁法.	JETRO	http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/tax_028.html



関連文献 (つづき)

パテントボックス		
知的財産をめぐる国際課税 パテントボックスと移転価格税制	日本経済新聞 朝刊、2013/9/2	http://www.itenkakaku.jp/移転価格ニュース/知的財産をめぐる国際課税-パテントボックスと移転価格税制/
海外主要国の研究開発税制及びイノベーションボックス税制に関する実態調査 報告書	経産省委託、KPMG、H25年2月	http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003151.pdf
The Patent Box: 各国のパテントボックス税制の概要	日本租税研究協会、租税研究、2013年5月号	http://www.pwc.com/jp/ja/tax-articles/sk-2013-05.jhtml
Patent Box(Outline in Japanese)	PWC、2012年4月	https://www.pwc.com/jp/ja/taxnews-international-uk/assets/patent-box-2012.pdf
米国はパテントボックスの検討をすべき時か?	Peter R. Merrill他(訳 岡田至康)、租税研究 2012年9月	http://www.pwc.com/jp/ja/tax-articles/assets/sk-2012-09.pdf
欧州のパテントボックス税制	特許庁委託、PWC、ジェトロ 2013年4月	https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/european_patent_box_regimes_jp.pdf
Is the UK Patent Box too generous? - EU questions Patent Box tax incentive	Crowe Clark Whitehill, 2014/1/21	http://www.crowehorwath.net/uk/news/is_the_uk_patent_box_too_generous.aspx
英国政府、パテントボックス税制の改正草案について意見募集を実施	JETROデュッセルドルフ事務所、2015年11月24日	https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/europe/20151124.pdf
BEPS		
OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, "Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance", ACTION 5: 2014 Deliverable	OECD, 2014年9月	http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oced/taxation/countering-harmful-tax-practices-more-effectively-taking-into-account-transparency-and-substance_9789264218970-en#page1
BEPSへの対応と我が国企業への影響に関する調査、平成25年度アジア拠点化立地推進調査等事業	EY税理士法人、2014年3月	http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/E004206.pdf
税源浸食と利益移転(BEPS)に係る我が国の対応に関する考察(中間報告)	税大ジャーナル、2014年5月	https://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/23/pdf/07.pdf
Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance, Action 5 - 2015 Final Report	OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project,2015年10月5日	http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/countering-harmful-tax-practices-more-effectively-taking-into-account-transparency-and-substance-action-5-2015-final-report_9789264241190-en